

《 学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準 》

令和2年12月16日 改正

※ 下表を基準として対策本部において具体的な対応について協議を行う。
「感染者」、「濃厚接触者」が発生した場合は、協議に先立ち沖縄県衛生主管部局へ相談を行う。

発生事象	対象者			対象者以外					
				対象者が事象発生前14日以内に学内に滞在			対象者が事象発生前14日以内に学内に滞在なし		
	学 生		教職員	学 生		教職員	学 生		教職員
	通学生	寮 生		通学生	寮 生		通学生	寮 生	
感 染	出席停止	出席停止	就業禁止 (在宅勤務不可) 沖縄県指定の場所にて療養(隔離) 登校・出勤可能の判断は沖縄県が行う	沖縄県衛生主管部局と相談のうえ判断			沖縄県衛生主管部局と相談のうえ判断		
				※②		※②			
濃厚接触	14日間 出席停止	14日間 出席停止 (寮にて待機)	14日間 自宅待機	沖縄県衛生主管部局と相談のうえ判断			沖縄県衛生主管部局と相談のうえ判断		
				※②		※②			
感染の疑い ※①	出席停止	出席停止 (寮にて待機)	自宅待機	登 校	登 校	出 勤	登 校	登 校	出 勤

※①：「感染の疑い」の基準等

医療機関を受診又は保健所等に相談を行った結果、PCR検査を受けることとなった場合は、「感染の疑い」の発生事象に該当。
PCR検査の結果、「陰性」と判定された者は、判定日の翌日より登校・出勤可能とする。ただし、体調不良等の事由により登校・出勤できない場合は、欠席、休暇取得等の所定の手続きを行うものとする。

※②：「自宅待機(帰省)」となる場合において、帰省困難な寮生は寮にて待機する。

【「風邪症状等」がある場合の取扱い】

37.5℃以上の発熱又は平熱より高い熱(+1.0℃が目安)、咳、体のだるさ、頭痛、風邪症状等がある場合は登校・出勤しない。
この場合は、学生は「出席停止」、教職員は「職務専念義務免除」又は「在宅勤務」の取扱いとなる。
登校・出勤は、上記症状が消失した日の翌日から3日経過後とする。